短期入所生活介護事業
介護予防短期入所生活介護事業
運営規程

社会福祉法人　ウエルガーデン

短期入所生活介護事業所

介護予防短期入所生活介護事業所

ウエルガーデン西が丘園

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ウエルガーデンが設置経営する特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園（以下「園」という。）が、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）に規定する短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）実施について、必要な事項を定める事を目的とする。

（運営方針）

第２条　法に規定する事業の実施により、短期入所生活介護については、要介護状態となった場合に於いても、その利用が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練をおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう万全を期するものとする。

2. 介護予防短期入所生活介護の実施については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供に努めるものとする。また、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うと共に、自立の可能性を最大限に引き出す支援に努めるものとする。

3. この事業は、利用者の心身の状況等により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

４. 緊急に居宅において、日常生活を営むのに支障がある場合、短期入所生活介護を提供するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　1. 名　称　社会福祉法人ウエルガーデン　ウエルガーデン西が丘園

2. 所在地　東京都北区西が丘３丁目16番地の27

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業の実施については、併設する介護老人福祉施設と一体的に行い、法に

定める職員及び員数を配置する。なお職員は、介護老人福祉施設並びに短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の職務を兼務することができる。

2．管理者１名（常勤）

当該事業の管理者は、施設の業務を統括する。またサービス提供の場面で生じる事象を適時、且つ、適切に把握しながら、職員と業務の一元管理・指揮命令を行わなくてはならない。ただし、この責務が果たせる場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

管理者に事故があるときはあらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。

3．医師　１名（常勤または非常勤）

医師は、利用者の健康管理を中心に疾病の早期発見、治療、医療指示等医療に係わる管理・指導を担当する。

4．総務職員３名以上（常勤）

総務職員は、庶務及び会計事務に従事する。

5．生活相談員２名以上（常勤及び非常勤）

生活相談員は、利用者の生活指導、面接、身上調査及び利用者処遇の企画実施に関することに従事する。

6．看護職員（常勤換算３名以上）

利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。

7．介護職員（常勤換算３４名以上）

介護職員は、利用者の日常介護、指導及び援助に従事する。

8．栄養士１名以上（常勤）

栄養士は、献立表作成、栄養量計算及び給食記録を行い、給食業務に従事する。

9．機能訓練指導員１名以上（常勤及び非常勤）

機能訓練指導員は、利用者の身体機能の悪化予防及び身体機能の維持向上を図るため、身体機能の訓練及び指導を担当する。また機能訓練に係わる職員への指示・指導にあたる。

10．介護支援専門員２名以上（常勤及び非常勤）

介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成に関する主要な過

程を担当する。また身体拘束に関する記録並びに事故に関する記録を担当する他、日常生活に係わる援助・介助及び直接処遇に係わる調整・検討、個別相談、各種レクリエーション他、管理者に任命を受けた業務を担当する。

11．調理員(委託)

2．前項に定めるものの他、必要に応じて他の職員を置くことができるものとする。

3．第 4 条に定める所定の職員数については、法の基準を減員しない範囲で増減できるものとする。

（営業日及び営業時間）

第 5 条　営業日は原則として、年間を通じ全日実施する。

2．営業時間について入退所日にあたる場合、原則的に午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分とし、利用期間中は 24 時間実施する。ただし、緊急利用の場合の入所は 24 時間実施する。

（短期入所生活介護の利用定員及び設備の共用）

第6条　利用定員については、専用ベッド 10 床、併設施設である介護老人福祉施設空ベッド 5 床とし、1 日あたりの利用者の上限は最大 15 名とする。

2．定員内において、短期入所生活介護利用者並びに介護予防短期入所生活介護利用者を受け入れることができる。

3．短期入所生活介護事業並びに介護予防短期入所生活介護事業は設備を共有することができる。

（通常の事業の実施地域、及び通常の送迎）

第 7 条　通常の事業実施地域は、東京都全域とする。

2．原則として東京都北区以外は園から片道 3 ㎞以内のみ実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 8 条　利用者は管理者、生活相談員、医師、看護師、介護職員等の指導による日課を励行し､共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

2．利用者が外出（短時間のものは除く。）しようとするときは、その都度外出先、用件、帰園予定時間などを管理者に届け出なければならない。

3．利用者は、外来者と面接しようとするときは、その旨を管理者に届け

てあらかじめ指定された場所において面会するものとする。

4. 利用者は、努めて健康に留意するものとし、園で行う健康診断は特別の理由がないかぎりこれを拒否してはならない。

5. 利用者は、園の清潔・整頓その他環境衛生保持のため園に協力しなければならない。

6. 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者または生活相談員に届け出なければならない。

7. 利用者は、園内で次の行為をしてはならない。

①喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

②指定した場所以外で火気を用い自炊すること。

③園の秩序・風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

④その他この規程で定められていること。

8. 利用者は、故意または過失によって園（設備および備品）に損害を与えまたは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。なお損害賠償の額は、利用者の収入および事情を考慮して減免することができる。

9. サービス提供した際は、提供日および内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項（法第 53 条第 4 項において準備する場合を含む。）の規程により利用者に代わって支払いを受ける介護サービス費又は、支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

（具体的取扱方針）

第 9 条　サービス提供にあたっては、生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう、必要な援助を行うものとする。

2. 職員は、サービスの提供にあたって親切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対して理解しやすいように説明を行うものとする。

3. サービスの提供にあたっては、研修等により常に介護技術と知識の向上に努め、適切なサービスの提供に努めるものとする。

4. 利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（短期入所生活介護計画の作成）

第10条　短期入所生活相談員等は、短期入所生活介護事業において相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者、また、介護予防短期入所生活介護入所者について、面会等による課題分析を行い利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、担当する居宅介護支援事業者及び介護予防事業者等と連携の上、サービスの目標・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、実施期間等を定めた短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2. 短期入所生活相談員等は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族もしくは代理人に対しその内容等について説明の上文書による同意を得るものとする。
3. 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
4. 短期入所生活介護計画並びに介護予防短期入所生活介護計画については、実施状況の把握を行いその結果を居宅介護支援事業者あるいは介護予防事業者へ報告するものとする。

（介護）

第 11 条　介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2. 1 週間に 2 回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。
3. 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
4. おむつを使用せざる得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
5. 前各項に定めるほか、利用者に対し離床、着替え、清容その他の日常生活上の世話を適切な時間に行うものとする。
6. 常時 1 名以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
7. 利用者に対して、利用者の負担により当該指定短期入所介護の事業者以

外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第 12 条　食事は、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮したものとする。

2. 食事の提供は、利用者の自立を考慮して可能な限り離床して食堂において行うものとする。

3. 食事時間はおおむね次のとおりとする。

①朝食　午前　8 時 00 分～

②昼食　午後 12 時 00 分～

③夕食　午後　6 時 00 分～

但し、介護保険法の趣旨である利用者本位のサービスを念頭に、夕食については本人の希望、あるいは身体状況等により、午後５時３０分より随時行なうことができるものとする。

（機能訓練）

第 13 条　利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

（健康保持）

第 14 条　医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

（相談及び援助）

第 15 条　職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者または家族もしくは代理人からの相談に適切に応じるとともに適切な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の適宜の供与等）

第 16 条　園内に教養娯楽施設等を備え、レクリエーション等を行うことにより、利用者の社会性の維持向上に努めるものとする。

（利用者に関する区市町村への通知）

第 17 条　当該事業の実施にあたり、事業者は特定短期入所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、遅延なく意見を付してその旨

を区市町村に通知しなければならない。

1. 正当な理由なしに指定短期入所生活介護に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認めたとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（利用料）

第 18 条　施設利用料の額は、法に基づく厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合によるものとする。また、加算料金は、施設の加算体制や実施したサービスに応じて徴収する。

利用料の 1 日当たりの自己負担額については、1 日または 1 回あたりの介護保険報酬単価に地域単価を乗じ、その割合相当額を算出しているため、合計金額の算定では誤差が生じる場合が有る。

他、利用者からは次の費用の支払を受けるものとする。

2. 食事負担金

１食あたり　朝食 405 円、昼食 530 円、夕食 510 円を基準額に定める。

所得区分第 1 段階から第 3 段階の方で市区町村によって減額認定を受けている方は、1 日の食費の合計額について、補足給付の負担限度額に達するまでは補足給付はおこなわれず、負担限度額を超える額について補足給付がおこなわれることになる。

但し、減額対象外にあたる者については

1 食あたり　朝食 456 円、昼食 603 円、夕食 571 円を基準額に定める。

生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証認定者の利用者負担額（介護費、食費、居住費）については確認証の定めを適用する。

3. 滞在費

令和 6 年 7 月 31 日までの負担金の基準額は

①　個室　1,171 円　（介護保険負担限度額認定証による。）
②　多床室　855 円　（介護保険負担限度額認定証による。）

令和 6 年 8 月 1 日からの負担金の基準額は

③　個室　1,231 円　（介護保険負担限度額認定証による。）
④　多床室　915 円　（介護保険負担限度額認定証による。）

4. 送迎費用

①片道 2,042 円（1 割負担の自己負担 205 円）

②病院への受診送迎等、入退所以外の特別な送迎については片道 600 円の支払いを受けるものとする。

5. その他

上記に定めのないもので利用者等の希望により提供可能なものは、随時利用者と協議して同意の上で定める。

（緊急時の対応）

第 19 条　当該事業の管理者または担当者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2. 当該事業の管理者または、短期入所生活相談員等は、事故等が発生した場合は、当該利用者の家族もしくは代理人関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第 20 条　当該事業は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、消防法令に基づき防火管理者を選任し、非常災害等に対して併設施設である特別養護老人ホームと共に具体的な消防計画をたて、職員及び利用者が参加する訓練を年 2 回以上実施するものとする。

2. 当該事業者の管理者は、防火管理者と共に職員の非常災害指導にあたらなければならない。

3. 当該事業者は、非常災害に備え地域との連携に努めなければならない。

4. 非常災害時（災害・感染症）発生時に速やかな対応が行えるよう業務継続計画を策定し、年 1 度以上従業者への訓練・教育・計画の見直しを実施する。

（苦情処理）

第 21 条　当該事業の管理者及び短期入所生活相談員等は、提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため事実関係の調査を実施し改善措置を講じ利用者及び家族もしくは代理人に説明するものとする。

（記録の整備）

第 22 条　当該事業者は、次の記録を短期入所生活相談員等に担当させ、退所の日から 2 年間保存しなければならない。

① 短期入所生活介護計画が作成されている場合の介護計画の記録。

② 提供した具体的なサービス内容の記録。

③ 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。

④ 利用者が短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。

⑤ 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。

⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

（衛生管理）

第 23 条　当該事業者は関係法令に基づき、適切な衛生管理に努めなくてはならない。

2. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止（以下「感染症等の防止」という。）のため、衛生管理者を担当者として多職種協働による委員会を設置するものとする。

3. 感染症等の防止のため、施設内の衛生管理、日常業務における感染対策、発生時の対応や連携・連絡体制の指針を整備するものとする。

4. 職員に対し、感染症が発生した場合に備え、指針に基づいた感染症等の防止に係わる研修を年 2 回以上実施するものとする。また、新規採用職員については、定期研修とは別に実施するものとする。

（個人情報の保持）

第 24 条　職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を介護、並びにこれに伴う診療以外の目的で他に漏らしてはならない。

2. 利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために個人情報に関連する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、別に基本方針を定めた上で個人情報保護に努めるものとする。

（身体拘束の禁止）

第 25 条　身体拘束に関わる指針の整備をし、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行なってはならない。緊急やむを得ない場合には、利用者及びその家族への説明と同意により、その理由、方法、心身の状況、態様及び時間等を記録するものとする。

2. 身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会を多職種協働で設置し、３月に１回以上開催するとともに、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

3. 職員に対し、指針に基づいた身体拘束の適正化の為の研修を年２回以上開催するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。

4. 報告された事例に関しては、委員会にて調査・分析・評価を実施し、職員にも周知徹底する。

（事故発生の防止）

第 26 条　当該事業は、事故発生の防止の指針を併設する介護老人福祉施設と一体的に整備するものとする。

2. 介護事故について報告するための様式を整備し、記録するものとする。

3. 事故発生防止のための委員会を併設する介護老人福祉施設と一体的に多職種協働で設置し、担当者を定め事故に関する調査・分析・評価を実施するものとする。

4. 職員に対し、指針に基づいた事故発生防止に係る研修を年２回以上実施するものとする。

（虐待防止について）

第 27 条　当該事業は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じるものとする。

2. 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めるものとする。

3. 成年後見制度の利用を支援するものとする。

4. サービス提供中に、当事業所職員または養護者（利用者の家族もしくは代理人等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に報告するものとする。

5. 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとする。

6. 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の事を実施する。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図る。
② 虐待防止の為の指針の整備。
③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施。
④ 虐待の発生又はその再発防止するための担当者を定める。

（生産性向上に資する取り組み）
第 28 条　当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を令和９年３月３１日までに設置し、設置後は定期的に開催しなければならない。

（尊守事項）
第 29 条　当該事業の執行にあたっては、この規程の各事項の他介護保険法令を尊守するものとする。

附則

この規程は、平成 12 年　4 月 1 日から施行する。
平成 15 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 15 年　8 月 1 日から一部改正施行する。
平成 17 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
平成 18 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 20 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 24 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 25 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 25 年　6 月 3 日から一部改正施行する。
平成 27 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 27 年　8 月 1 日から一部改正施行する。
平成 29 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
平成 30 年　4 月 1 日から一部改正施行する。
令和元年　10 月 1 日から一部改正施行する。
令和 3 年　4 月 1 日から一部改正施行する。

令和６年　４月１日から一部改正施行する。